

八王子市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例

平成26年9月24日

条例第46号

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(審査会の委員の定数)

第3条 法第15条の規定により設置する八王子市障害支援区分認定審査会の委員の定数は、15人以内とする。

(法第36条第3項第1号に規定する条例で定める者)

第4条 法第36条第3項第1号に規定する条例で定める者は、法人とする。ただし、療養介護又は病院若しくは診療所により行われる短期入所に係る指定の申請については、この限りでない。

(法第38条第3項において準用する法第36条第3項第1号に規定する条例で定める者)

第5条 法第38条第3項において準用する法第36条第3項第1号に規定する条例で定める者は、法人とする。

(委任)

第6条 法令及びこの条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(八王子市障害支援区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の廃止)

2 八王子市障害支援区分認定審査会の委員の定数等を定める条例（平成18年八王子市条例第13号）は、廃止する。